

(3) その他の取組について

ア 県のたより7月号への掲載

県のたより7月号で1面から3面にわたって特集記事を掲載しています。

その他県の媒体(テレビ、ホームページ、SNS等)を活用した広報を実施します。(7月下旬)

イ 地域広報誌への記事掲載

県内全エリア(40 地区)の「タウンニュース」に、憲章の理念に賛同する地域の方のインタビュー記事を掲載します。(7月下旬)

ウ 市町村と連携した広報

市町村と連携し、市町村の広報誌への憲章PR文の掲載や、市町村庁舎でのパネル展示を県内各地で展開します。(7月下旬～)

《SDGs の推進について》

県では、SDGs の達成にもつながる取組として、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に取り組んでいます。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室
共生担当課長 平野 電話 045-285-0737
共生グループ 大野 電話 045-210-4961

